

泉麿寺跡

～遺跡が語る古代のみなみそうま～

南相馬市教育委員会

泉廃寺跡



JR原ノ町駅

南相馬市原町区

目次

はじめにーほ場整備から保存整備へー	2
1. 泉廃寺跡とその時代	4
(1) 奈良・平安時代の日本	4
(2) 国の役所と郡の役所	4
2. 郡の役所とはどのようなものか?	6
(1) 郡の役所の姿	6
(2) 掘立柱建物と礎石建物	7
3. 泉廃寺跡の発掘調査	8
(1) 正倉院ー租税を集めて管理する倉庫群ー	10
(2) 郡庁院ー郡役所の中核、儀式、饗宴の場ー	12
(3) 館院ー八脚門をそなえた役人の屋敷、宿泊施設ー	14
(4) 厨家ー「厨」墨書土器は役所の備品?ー	15
(5) 郡の役所と水運ー運河状溝跡と交通施設ー	16
(6) 郡寺ー朱塗り瓦葺のお寺があった?ー	18
(7) 発見されたさまざまな遺物	20
コラム	21
4. 行方郡役所の発展と衰退	22
(1) 泉廃寺跡と金沢地区製鉄遺跡群	22
(2) 行方郡役所の発展と衰退	22
まとめ	24

—ほ場整備から保存整備へ—

現在、日本中でたくさんの遺跡が発掘調査され、遠い昔の社会や文化の内容が少しずつわかってきています。ときには、テレビや新聞で話題になるような、とても貴重な発見もあります。

遺跡とは、過去に生きていた人々が送っていた生活の跡のことです。人は、生まれてから死んでお墓に入るまでの間に、ご飯を食べ、仕事をし、神に祈り、家族と暮らします。そのような人間の活動に関わる痕跡すべてを、私たちは遺跡と呼んでいます。はるか昔に人々が住んでいた村や町、お祭りが行われていた神殿や寺院、死んだ人を埋葬したお墓などは、今では壊れて使われなくなり、長い年月をかけて地中に埋もれています。そのような、過去に生きていた人々が生活した場所、それが埋まっている場所が遺跡なのです。遺跡や、そこからみつかったさまざまな物は、日本にかつて住んでいた私たちの祖先のことを知るための貴重な手がかりになります。

これからご紹介する泉廃寺跡は、今からおよそ1200～1000年前に南相馬市にあった、古代の役所の遺跡です。泉廃寺跡は、その名のとおり泉地区にあります。泉には、古い建物の土台となった礎石がのこり、また屋根にのせられた瓦があちこちに落ちていて、ここに遺跡があることは昔から知られていました。瓦や礎石のみつかる部分については、古代の寺院跡と考えられたため「泉廃寺跡」として、昭和30年に福島県の指定史跡となっています。

平成6年から、この泉を含む高平地区のほ場整備事業がはじまりました。地面をけずり、水田の形を整えるほ場整備の工事が行われると、地下に埋もれていた遺跡が壊されてしまうことがあります。そこで、高平地区に所在するいくつかの遺跡の発掘調査が、旧原町市教育委員会によって行われることとなりました。

泉廃寺跡は、こうしてはじまった発掘調査の結果、以下にご紹介するように、古代の役所に関連する建物跡や、瓦・土器をはじめとしたさまざまな物が発見されています。しかも、昭和30年に県指定地とされた範囲をはるかにこえる広さをもっていたこともわかりました。泉廃寺跡でみつかったさまざまな出土品は、1000年以上も前に南相馬市に住んでいた人々の社会のようすを私たちに教えてくれます。このことから、今後、泉廃寺跡を史跡として保存し整備していきたいと考えています。

そこで、本市が平成6年から行ってきた泉廃寺跡の発掘調査の成果と、その歴史的価値をひろく一般に知っていただくため、この冊子を作成することといたしました。

南相馬市内には、この泉廃寺跡をはじめとしたたくさんの遺跡があります。そこに埋もれているさまざまな物は、日本の歴史を私たちに伝えてくれる、私たち共通の財産なのです。



図1 泉廃寺跡関連遺跡地図 (S=1/50,000)

1. 泉廃寺跡とその時代

(1) 奈良・平安時代の日本

古墳時代が終わりに近づいた今からおよそ1400年から1300年前ころの日本は、中国の文化を積極的に取り入れました。中国の法律や文化を学び、新しい社会のしくみをつくる準備をしていたのです。推古天皇や聖徳太子が活躍した時代で、飛鳥時代とも呼ばれています。日本に仏教が伝わったのもこのころでした。

そして、今からおよそ1300年前の大宝元(701)年に、大宝律令という法律が制定され、人々はその法律にしたがって生活するようになりました。和銅3(710)年には、奈良に平城京という都(写真1)がつけられ、奈良時代がはじまります。中央政府はこの平城京に置かれました。古墳時代の終わりに伝わった仏教が、奈良時代には日本中にひろまります。この後、延暦13(794)年に都は平安京に移されることとなり、平安時代がはじまります。平安京では藤原氏をはじめとする貴族の文化が栄えました。

一方、当時の東北地方北部には、このような律令による支配に属さない人々もいました。中央政府はこうした人たちのことを、野蛮な民族という意味を込めて「蝦夷」と呼び、支配領域をひろげようとして彼らの居住する地域に侵出し、しばしば武力によって制圧しようとした。



写真1 平城京復元模型 奈良市役所提供

中央政府によって東北各地に建設された城柵は、「蝦夷」の住む東北北部を支配下に治めるために、彼らを懐柔するための饗宴を行う場所として、また武力衝突の際には軍事的な拠点として機能した施設でした。「蝦夷」と呼ばれた人々はこれに抵抗し、大規模な戦争に発展することもありました。したがって東北地方は、こうした中央政府が支配する領域を拡大しようとする動きと、それに対する「蝦夷」による抵抗が、大きな時代背景となっていた地域でもあります(図2)。

(2) 国の役所と郡の役所

今日の日本は、都道府県・市町村に分けられています。奈良・平安時代の日本もこれに似ており、中央政府の支配下になった地域は、「国」と「郡」に分けられていました。現在の福島県南相馬市は、当時は「陸奥国行方郡」と呼ばれていました。陸奥国は、ちょうど今の岩手県・宮城県・福島県を合わせた広い地域、そのなかの行方郡は、南相馬市・飯舘村を合わせたほどの範囲でした。

そして現在、福島県には県庁があり、南相馬市には市役所があります。今日の日本では、全国の都道府県・市町村にそれぞれ役所があります。それと同じように、奈良・平安時代には国の役所と郡の役所があったのです。陸奥国の役所は有名な多賀城です(写真2)。そして、これからお話する泉廃寺跡は、行方郡の役所跡と考えられています。



写真2 多賀城政庁復元模型 東北歴史博物館提供

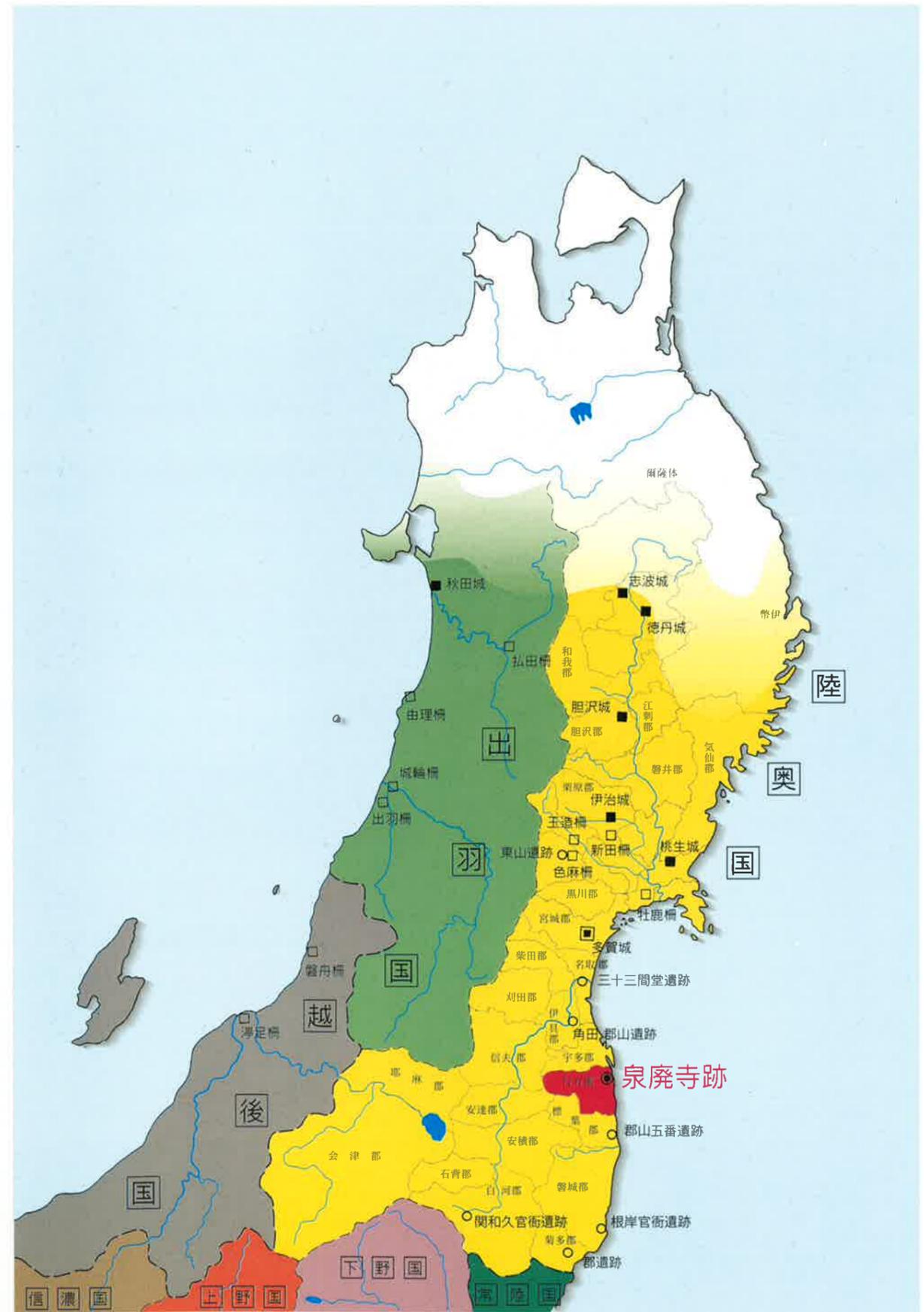


図2 古代の東北地方

2. 郡の役所とはどのようなものか？

(1) 郡の役所の姿

郡の役所とは、どのようなものだったのでしょうか？郡役所で働く役人（郡司）は、郡内を治めるため、律令にしたがってさまざまな事務や手続きを行うことが仕事でした。たとえば、郡内に住む人々の名簿をつくり、これにしたがって税を集めて管理したり、公共事業のために人々を召集したりして、郡内の行政を行っていたのです。したがって郡役所には、そのような役割を果たすための施設がたくさんありました。

現在の南相馬市役所の建物は、鉄筋コンクリートでつくられた2～4階建ての建物の各部屋に、いろいろな部署が配置されています（写真3）。しかし古代の役所の建物は、平屋の木造建築がほとんどでした。そのかわり、大小さまざまな大きさの建物をならべて配置し、各建物がいろいろな機能を分担していたのです。



写真3 南相馬市役所の庁舎

「上野国交替実録帳」という古文書には、郡役所を構成するさまざまな施設の名称が具体的に書かれています（写真4）。これを見ると、郡役所は、おもに「正倉」・「郡庁」・「館」・「厨家」と呼ばれる施設で構成されていたことがわかります。また、この「正倉」・「郡庁」などの諸施設は、「東第二土倉」・「西長屋」・「宿屋」などと呼ばれた建物がいくつか集まったものであると考えられます。このように建物が集まってできるブロックを「院」と呼びます。正倉院・郡庁院・館院などの複数の院が集まったものが、郡役所の姿と考えられます。

では、実際に発掘調査ではどのようなものがみつかるといえるのでしょうか。

写真4 上野国交替実録帳 東京国立博物館所蔵

↑九条家本延喜式の裏文書。11世紀前半ごろの上野国（現在の群馬県）で、国の役人が交替する際、業務の引継ぎのために作成された文書。破損した郡役所の建物を箇条書きにした部分があり、郡役所の施設の名称や構成がわかる。写真は新田郡の部分。

新田郡	
正倉	東第二土倉壹宇 中第一土倉壹宇 東第一土倉壹宇
	北第二土倉壹宇 西第一土倉壹宇 西第二土倉壹宇
	西第二土倉壹宇 西第四土倉壹宇 西第五土倉壹宇
	西第六土倉壹宇 東第三土倉壹宇 北第一土倉壹宇
	北第二土倉壹宇 東第四土倉壹宇 東第五土倉壹宇
	北第五土倉壹宇 北第二土倉壹宇 東第五土倉壹宇
	東第六土倉壹宇 北第四土倉壹宇 中行第二土倉壹宇
	中行第三土倉壹宇
郡庁	東 壹宇 西長屋壹宇 南長屋壹宇
	西 壹宇 公文屋壹宇 厨 壹宇
一館	宿屋壹宇 向屋壹宇 厨屋壹宇 副屋壹宇
二館	宿屋壹宇 南屋壹宇 副屋壹宇 厨壹宇
四館	宿屋壹宇 向屋壹宇 副屋壹宇 厨壹宇
厨家	酒屋壹宇 納屋壹宇 備屋壹宇 籠屋壹宇

(2) 掘立柱建物と礎石建物

当時の役所の建物は、「掘立柱建物」と「礎石建物」と呼ばれる建築でした。これは、建物の基礎部分の構造のちがいで、言い換えれば地面に柱を立てる方法のちがいで名称です（図4）。掘立柱建物は、地面に穴を掘って柱をそのまま埋めて建てられた建物です。一方、礎石建物は、地面に大きな穴を掘ってこれを埋め戻し、固く突きかためてつくった「基壇」・「掘込地業」と呼ばれる基礎の上に、「礎石」と呼ばれる土台石をならべ、その上に柱を立てた建物でした。同じころの農村では、一般の人々は竪穴住居（写真5）に住んでいたため、役所にあるたくさんの掘立柱建物や礎石建物は、当時の村人にとってたいへんに立派なものにみえたに違いありません。

これらの建物は、いずれも木造の建築でしたので、年月がたつと腐ってこわれてしまいます。特に掘立柱建物は、地中に直接柱を埋めるので、地面からの湿気によって、柱は根元から腐ってきます。一方、礎石建物は、礎石の上に柱を立てるので、比較的ながくもったようです。飛鳥や奈良にある寺院には、当時の礎石建物が何度も改修を経て今でも残っているものがあります。しかし、多くの建物は使われなくなって倒壊し、木でできた部分は腐ってなくなってしまいます。残るのは柱を立てるために掘られた穴や基壇、礎石、あるいは屋根にのせられた瓦などです。発掘調査では、このように腐らずに残っている柱穴や礎石・基壇をさがし、柱のならび方や大きさ、あるいはみつかった出土品から、当時の建物の大きさや機能を推定するのです（図5、写真6・7）。

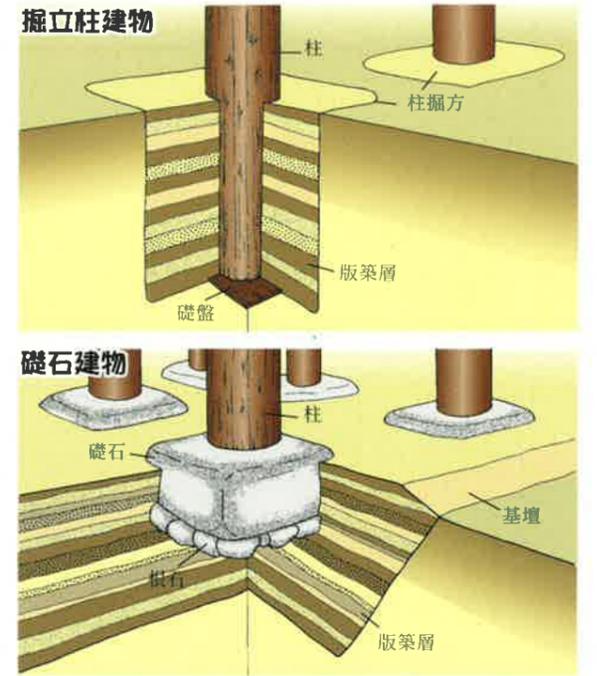


図4 掘立柱建物と礎石建物



写真5 復元された古代の竪穴住居
福島県文化財センター白河館提供

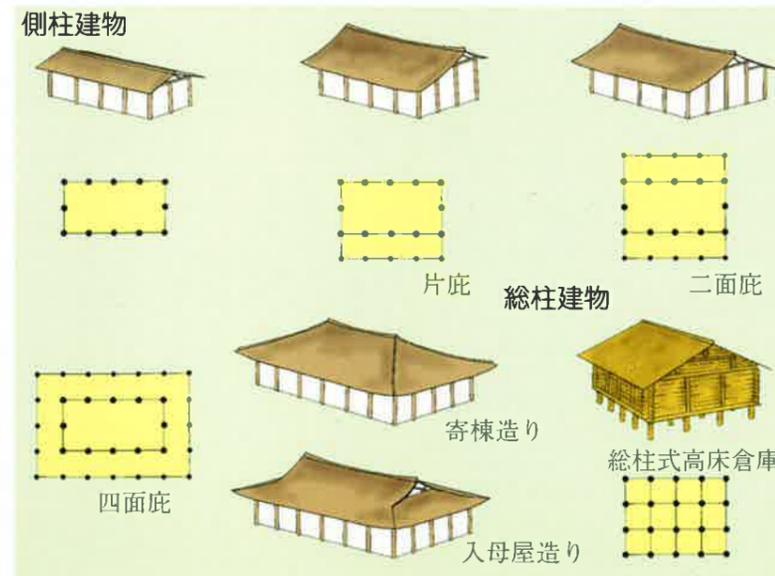


図5 側柱建物と総柱建物



写真6 掘立柱建物跡



写真7 礎石建物跡

3. 泉麿寺跡の発掘調査

泉麿寺跡は、南相馬市内を流れる新田川の河口に近い、泉の地にあります。泉の地形は、この新田川によってけずられてきた東西につらなる丘陵と、新田川の氾濫で形成された沖積低地からなります。遺跡は、この丘陵の裾にはりつくように東西に長くひろがり、南側に新田川を望んでいます。役所の建物跡は、泉の字町池・宮前・寺家前・町・館前にまたがる東西約1kmの広い範囲で見つかっています。発掘調査の結果、郡役所の建物は大きく3時期の変遷をたどることがわかりました。



館院

郡庁院



寺院関連



正倉院



水運関連施設



広畑遺跡



町遺跡



- 遺跡範囲
- 福島県史跡範囲
- 南相馬市史跡範囲
- 関連遺跡
- 調査区
- I期の郡役所(7世紀後半)
- II期の郡役所(8世紀)
- III期の郡役所(9世紀)

(1) 正倉院 一租税を集めて管理する倉庫群一

正倉院といえ、奈良の東大寺にある正倉院が有名ですが、「正倉」の意味は、当時の政府によって建てられた、公的な品物を収めた倉庫という意味で、このような倉庫が建てられた場所を「正倉院」と呼びます。郡役所にある正倉には、郡内に住む人々から集めた税が収められました。

当時は、租・庸・調・雑徭などと呼ばれる税がありました。租は田畑でとれた穀物（主に米）、庸は布（都へ行って働くかわりに納める）、調はその地方でとれた特産物、雑徭は国の役人の指揮下での労働でした。このうち、租・穀で納められた租が、郡役所の正倉にたくわえられたのです。

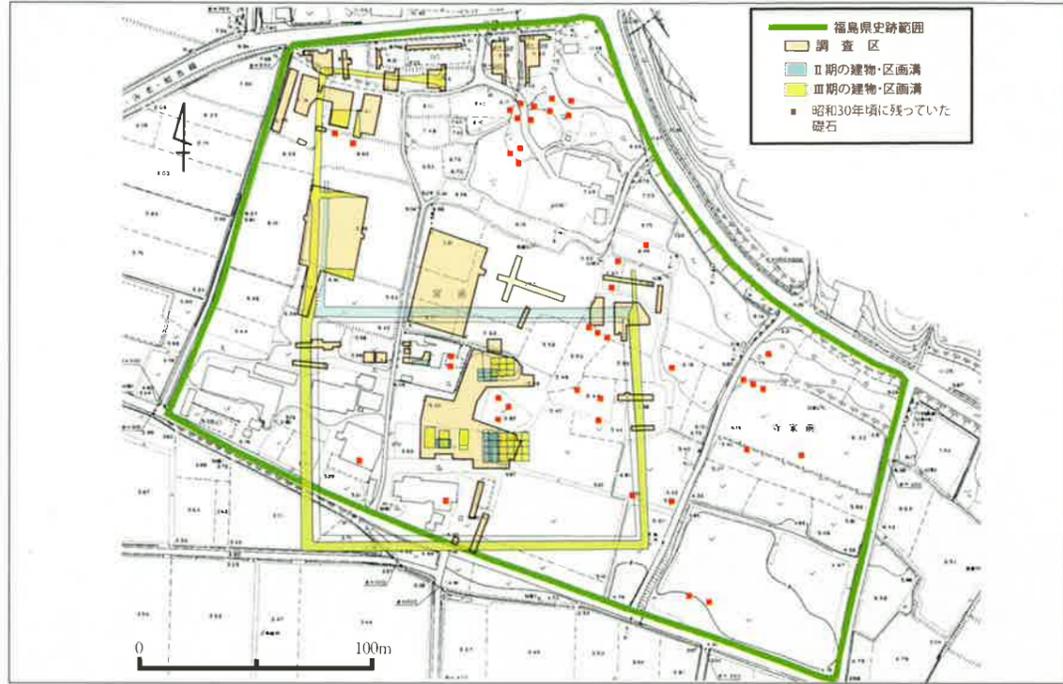


図6 正倉院全体図

泉麿寺跡の正倉院

泉麿寺跡のなかで、ちょうど東西の中央に位置する字宮前・寺家前の部分には、建物の基礎となった礎石が残っています（写真8）。また、付近では焼け米や瓦を採集することができます。このことから、ここに古い時代の建物跡があることが知られ、昭和30年に、礎石の分布する範囲約49,000㎡が県の史跡に指定されています（図6）。

泉麿寺跡の継続的な発掘調査がはじまった平成6年と、その後の平成8・13～16年に、この部分の発掘調査が行われ、正倉と考えられる建物跡がいくつかみついています。また、これらの建物跡は、幅約4mの大規模な溝によって囲まれた敷地のなかに建っていたこともわかりました（写真9）。

溝に囲まれた正倉院の敷地は、東西約137m×南北約196mの広さがあります。しかし正倉建物の礎石は、その外側にも数多く分布していることから、県指定地のほぼ全域に正倉院が広がっていたと考えられます。



写真8 建物の礎石



写真9 正倉院区画溝

正倉建物の構造

この地区でみつかった建物跡は、「掘込地業」と呼ばれるもので、地面に建物の大きさよりも一回り大きな四角い穴を掘って埋め戻し、つきかためて作った固い土台です。この土台のうえに、柱を立てるための大きな石（礎石）をならべるのです。

また、当時の一般的な建物では、建物の外側部分だけに柱を立てる構造で、ほとんどは土間でしたが、正倉建物は内側にも柱を立て、その上に床をばった頑丈なくみの建築だったと考えられます。これを総柱式高床倉庫と呼びます（図5、写真10）。正倉建物には、郡内から税として集められたたくさんの稲や穀物が収められるので、頑丈な基礎構造をもつ建物が必要だったのです。また、高床倉庫は風とおしがよく、地面の湿気を建物のなかに伝えないので、穀物などの保存に適していました。

『続日本紀』の記述

当時の出来事を記録した有名な文献である『続日本紀』には、宝亀5（774）年7月20日に陸奥国行方郡の役所で火災があって、租税として納められた稲穀2万5千400石が焼けたと記録されています（写真11）。稲・穀が焼けたと書いてあるので、火災にあったのは正倉院であろうと考えられます。文献史料の記述は誇張されていることもあるので、『続日本紀』に書かれた「2万5千400石」の数字が事実かどうかはわかりませんが、県指定地では今でも多くの炭化米が出土することから、行方郡役所の正倉院は、この『続日本紀』に書かれているとおり、実際に火災にあったと考えられるのです。

泉麿寺跡で発見された正倉建物跡のひとつは、長さ9.9m（33尺）×幅7.8m（26尺）を測る大きなもので、4千石前後の米を収納できたと考えられます（写真12）。『続日本紀』の記述にしたがえば、これと同じ大きさの倉庫6・7棟が火災の被害にあった計算になります。

県指定地内に存在した礎石の数や、溝で区画された敷地の広さから考えて、当時、たくさんの正倉建物が建ちならんでいたようですが想像できます（図7）。

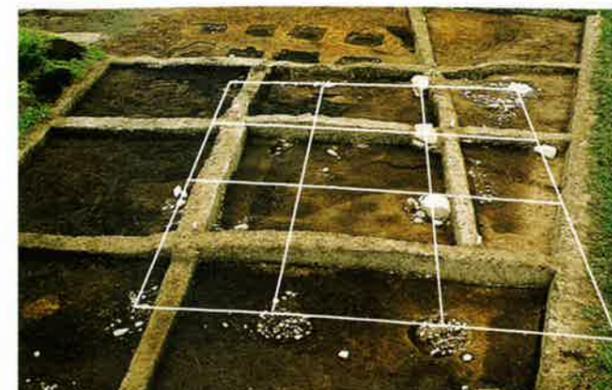


写真12 礎石建物跡



写真10 復元された正倉建物 福島県文化財センター白河館提供
↑陸奥国白河郡役所と推定されている泉崎村の関和久官衙遺跡でみつかった正倉建物を復元したものだ。

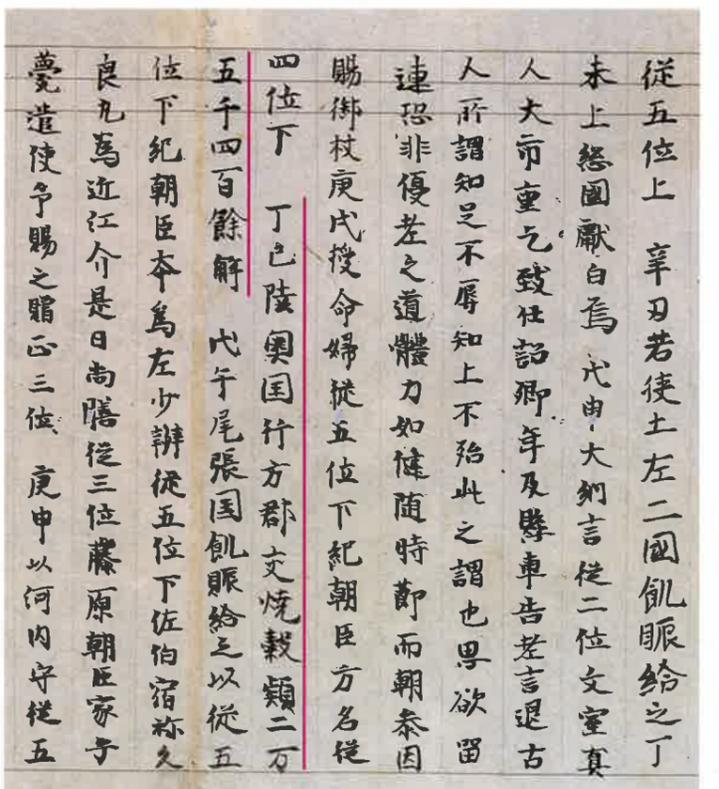


写真11 『続日本紀』（金沢文庫本）名古屋市蓬左文庫所蔵



図7 正倉院イメージ図

(2) 郡庁院 一部役所の中核、儀式・饗宴の場

郡庁院は、郡の行政を行うために必要な事務文書をつくったり、役人達が集まって、朝礼やさまざまな儀式・饗宴、あるいは裁判などを行う場所でした。

泉廃寺跡の郡庁院は、堀によって一辺約50mの方形に区画された敷地をもちます。区画の内部には、中央奥に正殿と呼ばれる中心建物を配置し、左右には南北に長い建物（脇殿）を、前後には東西に長い建物（前殿・後殿）を配置して、ちょうど広場を囲むような格好になっています。建物のない空間には川原石が敷き詰められており、正殿の前面や左右は玉石敷きの広場となっていたと推定されます（写真13）。

正殿や脇殿などの建物には、郡の役人である郡司や下級の役人、郡内に住む村人、また時には国の役人である国司らが列席し、中央に設けられた広場で、郡を治めるためのさまざまな儀式が行われていたようすが想像されます（図9）。

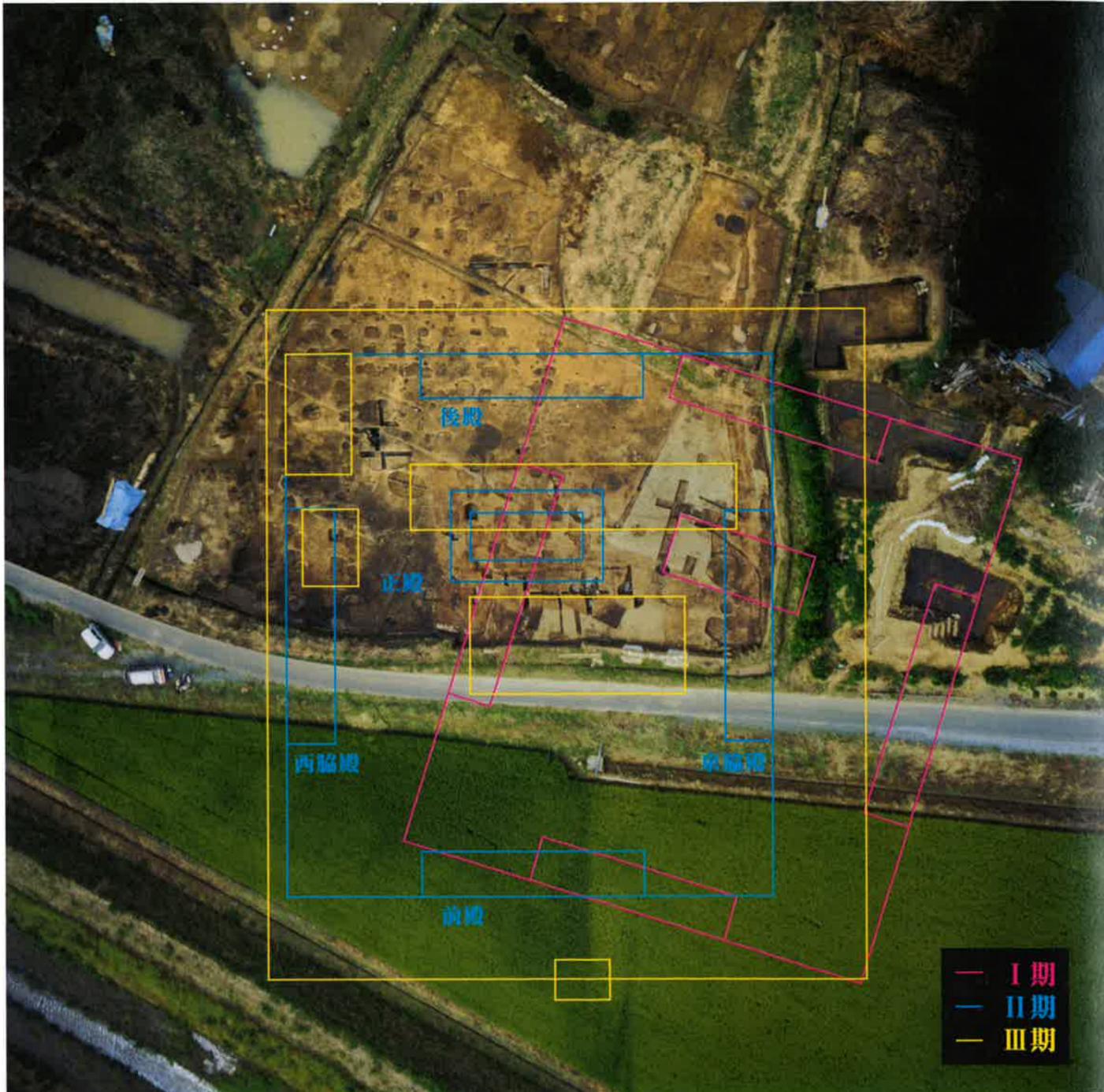


写真13 郡庁跡全景（第14・17次調査区合成写真）

郡庁院の変遷

発掘調査では、写真13に赤・青・黄の線で示したように、建物の向きや敷地の広さの異なる3つの郡庁院跡が重なって見つかりました。これらは、それぞれ異なる時期に建設されたものと考えられます。赤の時期（I期）は古墳時代の末ごろ（7世紀後半）、青の時期（II期）は奈良時代（8世紀）、黄色の時期（III期）は平安時代（9世紀）に建てた郡庁院の施設と推定されます（図8）。行方郡役所の郡庁院は、律令による地方政治がはじまった早い時期に建設され、以後2回の大規模な改築を経て、200年以上もの長い間、おなじ場所でその役割を果たしていたと考えられます。なかでも平安時代と推定されるIII期の郡庁院は、建物が特に大きく、敷地もひろくなっているので、この時期にもっとも整備された姿をしていたと推測されます。



写真14 玉石敷



写真15 III期正殿跡



写真16 柱穴内に敷かれた礎盤

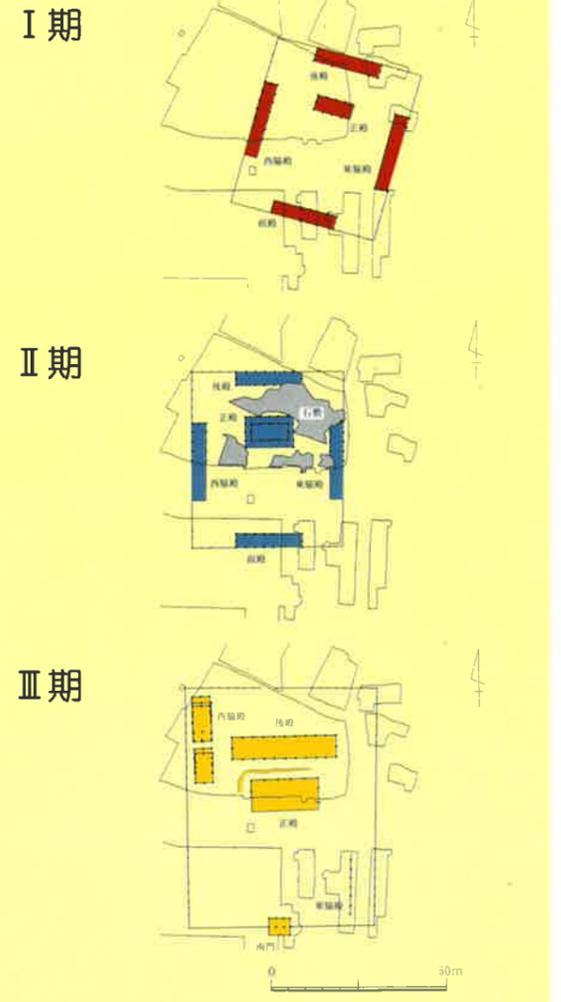


図8 郡庁院の変遷

特殊な基礎構造をもつIII期の正殿

III期郡庁院の正殿跡は、東西19.5m、南北9mを測り、泉廃寺跡で確認された建物跡のなかでは特に大きなものです（写真15）。柱を立てるための基礎構造も特殊です。III期正殿の柱は、地面に大きな柱穴を掘り、柱穴の底に長さ50～180cm、太さ5～25cmの丸太を敷きならべて、その上に太さ50cmもの柱を立てています（写真16）。大きな建物を支える太い柱を立てるため、建物の重みで柱が沈み込まないようにする工夫だったのでしょう。



図9 II期郡庁院イメージ図

(3) 館院 — 八脚門をそなえた役人の屋敷、宿泊施設 —

郡役所は、郡の役人や部内をめぐる歩き国の役人、あるいは中央政府からの使者などが宿泊するための、「館」と呼ばれる施設を備えていました。

遺跡西端に位置する字町池で平成10年に行われた発掘調査では、この館と推定される建物群が発見されています(写真17)。みつかった建物群は、東西に約50mものびる堀によって区画された敷地のなかに、西側には南北に長い建物を、北側には東西に長い建物を建てならべた逆L字形の建物配置をとっています。北側に配置された建物群の一面には、調理場か下働きの家と考えられる竪穴住居もつくられていました。また、堀の東西中央付近には、八脚門と呼ばれる門がついていたこともわかりました(写真18)。



写真17 館院跡全景



写真18 発見された八脚門跡

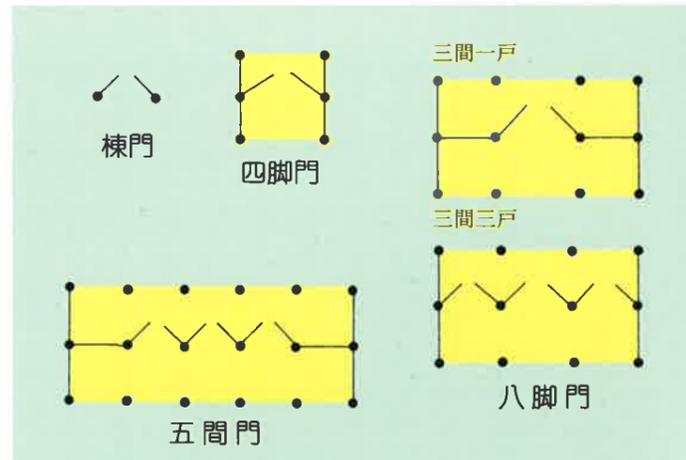


図10 門の種類

↑門は、扉筋の前後に立てられた柱の数によって「四脚門」・「八脚門」などと呼び分けられます。また、正面から見た柱間数と戸口の数によって「三間一戸」・「五間三戸」などと呼ばれることもあります。第8次調査で確認された八脚門跡の柱配置は、中央の柱間が広く、両脇の間はややせまくなっていることから、中央に戸口を一つそなえた「三間一戸の八脚門」と考えられます。

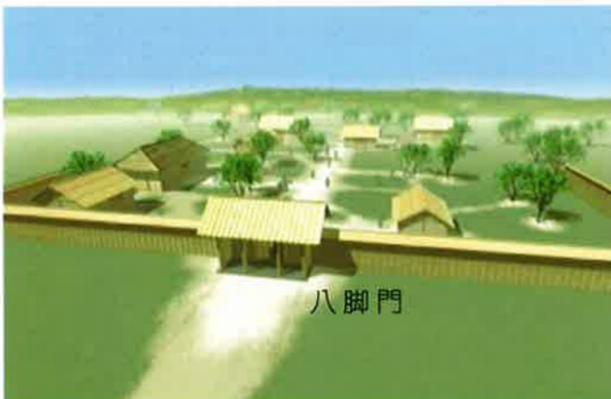


図11 館院イメージ図

(4) 厨家 — 「厨」墨書土器は役所の備品? —

郡役所には、役人たちの食事を作ったり食料を管理したりするための「厨家」と呼ばれる施設がありました。泉廃寺跡では、厨家と推定される施設はまだ発見されていませんが、出土品のなかに郡役所の厨家の存在を示すものがあり、行方郡役所も厨家を備えていたと考えられます。

広畑遺跡と墨書土器

泉廃寺跡の南東約500mの位置に、行方郡役所とおなじ時代の村の跡がみつかった広畑遺跡があります(写真19・20)。広畑遺跡では、墨で文字が書かれた土器=墨書土器がたくさんみつかっています(写真21)。土器に書かれた文字には、「寺」・「吉」・「福」・「常」などのように縁起のよい意味の文字がみられ、村人たちは、このような文字が書かれた食器をつかって食事や酒盛りをすることで、作物の豊穰を祈るお祭りをしていたと考えられます。



写真19 広畑遺跡全景

郡役所の厨家と食器

しかし、広畑遺跡でみつかった墨書土器のなかでいちばん多いのは、「厨」と書かれているものです。「厨家」は、役所に勤務する役人のたちのための食事や、国司など上級の役人をもてなすためのご馳走を用意したり、そのための食料や食器を管理したりする施設の名称です。「厨」と書かれた土器は、郡役所の厨家に備えられた食器であったと考えられます。今でも役所の備品には、「文化財課」・「総務課」などのように、所属する部署名をマジックやテプラなどで記入しているものがみられます。「厨」墨書土器は、郡役所の施設のひとつである厨家の備品と考えられるのです。



写真20 土器出土状況

では、なぜこれが広畑遺跡でみつかったのでしょうか? 本当のところはよくわかりませんが、「寺」や「吉」

などと書かれた仏教的な村のお祭りにつかわれた土器といっしょに捨てられていたことを考えると、このようなお祭りに役所が協力し、役所の備品が持ち出されたとも考えられます。あるいは、このようなお祭りを役所が主催したのかもしれませんが。



写真21 広畑遺跡で出土したさまざまな墨書土器

(5) 郡の役所と水運 — 運河状溝跡と交通施設 —

運河状溝跡の発見

遺跡の中央南側に位置する町地区で平成9年に行われた発掘調査では、南北方向には幅3～10m、深さ1mの大規模な溝跡が発見されています(写真22)。溝のなかに堆積した土を分析した結果、水棲プランクトンの化石がたくさん見つかったことから、水がゆるやかに流れていたことがわかりました。溝は南側へずっとつづいて、約600mはなれた新田川に通じていたと考えられます。また、溝の両側には、事務棟と考えられる小規模な建物や倉庫、そして整然とならんだ大型の建物が配置されていたこともわかっています(図12)。

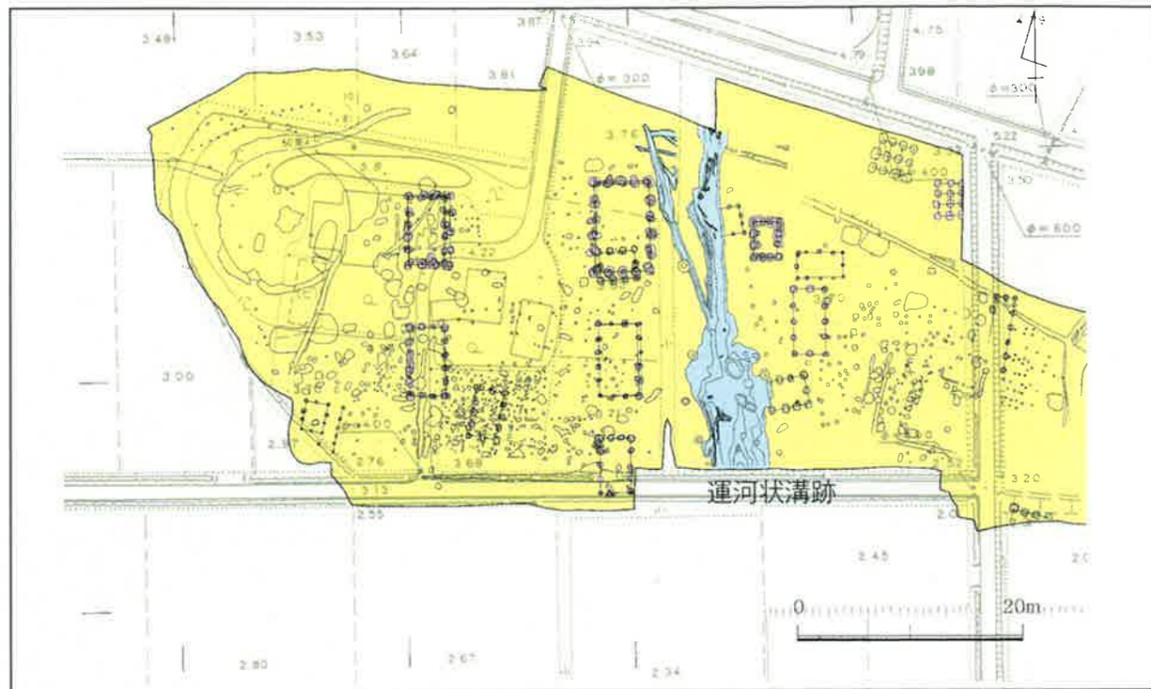


図12 運河状溝跡と建物群



写真22 平成9年度、第5次調査区全景

郡の役所と水上交通

郡役所には税としてさまざまな物資が運ばれてきます。また、それらを都へ運ぶ手続きをするのは郡役所の重要な役割でした。さらには、国内をめぐり歩いて郡の役人の仕事ぶりをチェックする国の役人や、中央政府からの命令を伝える使者や旅行者など、郡役所にはさまざまな人々の往来があったと推測されます。

泉麿寺跡で発見された大溝は、郡役所から新田川につづく運河だったと考えられます。郡役所に集まってくる人々や物資は、新田川を利用して船で運ばれ、運河を通じて役所に入ってきたと考えられるのです。大溝のまわりに建てられた建物は、郡役所に運ばれてきた物資を一時的に集積・管理する施設、また国の役人や都からの使者、旅行者の宿泊施設として機能したことが想像できます(図13)。

このような水上交通のために設けられた港・船泊りを当時は「津」と呼びました。泉麿寺跡と同じ時代の河川跡が発見されたいわき市荒田目条里遺跡では、この「津」に勤務する「津長」と呼ばれる役人に、郡の役人が命令を出して、船の漕ぎ手をはじめとした働き手を徴発した命令伝達に使用された木簡が見つっています(写真23)。この木簡から、郡の役人が水上交通の拠点である「津」を支配し、税物の運搬や郡内外のさまざまな人々の往来をとりしきっていたことがわかります。

泉麿寺跡は、新田川が太平洋へ注ぐ河口ちかくに立地しています。河川や海を利用した物資の流通や人々の交通に、行方郡役所が大きな役割を果たしていたと考えられます。



写真24 掘立柱建物跡

↑大溝の西側で発見された建物跡。南北15.7m、東西10mを測り、泉麿寺跡でこれまでにみつかった建物跡のなかでも特に大型のものです。



写真26 新田川の河口

↑新田川河口の穏やかな流れは港として利用するのに適しており、半世紀ほど前までは、米などの物資を集積するための港がありました。



図13 運河イメージ図

郡符 立屋津長伴マ福磨 河□召×
右為客料允遣召如件長宣承×



写真23 荒田目条里遺跡1号木簡

いわき市教育委員会提供



写真25 溝跡から出土した伐採木

(6) 郡 寺 -朱塗り瓦葺きのお寺があった?-

東西に長い遺跡範囲のなかで、もっとも東に位置する舘前地区では、平成10に行われた発掘調査によって、建物の屋根に使われた瓦が、大きな穴に捨てられた状態で大量にみつかっています(写真27・28)。出土した瓦は60cm×40cmほどの箱にいれると、約300箱分にもなります。しかし、このような膨大な量の瓦を使用したと推定される建物跡はまだみつかりません。

屋根に瓦をのせる方法には、屋根の一部だけに瓦をのせるやり方と、屋根一面に瓦を葺くやり方があります。この地区で出土した瓦の量から考えて、屋根一面に瓦を葺いた、総瓦葺きの建物があったと考えられます(図14)。

出土した瓦をひとつひとつ調べてみると、朱色の塗料が付着したものがいくつか見つかりました(写真29)。瓦に朱色の塗料がついているのはなぜでしょうか。

塗料がついている瓦は屋根の軒先に使われるものに限られ、塗料は瓦の裏側についています。このことから、建物を建設するとき、建物の屋根に瓦をのせたあとに、柱や梁、垂木の部分を朱色に塗ったため、軒先に使われた瓦の裏側に朱がついたと考えられます。瓦が使われた建物跡はみつかりませんが、またみつかったとしても、朱色に塗られた柱やそのほかの部材は、腐ってなくなってしまったか、再利用するために持ち去られてしまって、土台の跡を残しているだけだと思われます。しかし、朱が付着した瓦が見つかったことで、付近に朱塗りの建物が建っていたことがわかります。

現在、瓦屋根の建物はめずらしくありませんが、この時代では、瓦葺の建物はごくめずらしいものでした。当時、朱塗りで総瓦葺きの建物といえば、主としてお寺の塔やお堂でした。泉麿寺跡の東端に位置するこの部分には、役所に付属するお寺があったと考えられます。



写真29 朱の付着した瓦



写真27 瓦が捨てられた穴



写真28 瓦出土状況



図14 瓦葺建物イメージ図



写真30 出土したさまざまな瓦

泉麿寺跡で出土したさまざまな瓦

瓦は、屋根にのせる位置のちがいによっていろいろな形をしており、たくさんの種類があります(写真30)。屋根の軒先を飾る軒丸瓦と軒平瓦には、さまざまな文様がみられます。古代の瓦では、軒丸瓦の文様は蓮華の花をモチーフにしているものが多いのですが、泉麿寺跡で出土した軒丸瓦の多くは、草と花で文様を構成した「花葉文」と呼ばれる文様をもっており、このような文様は、国内ではほかに例がありません。

(7) 発見されたさまざまな遺物



↑内面硯

郡役所で働く役人はさまざまな事務を行い、多数の事務文書を作成していたので、硯のような文房具は必需品であったと考えられます。脚部にみられる特徴的な文様は、仙台市郡山遺跡出土の硯にもみられます。

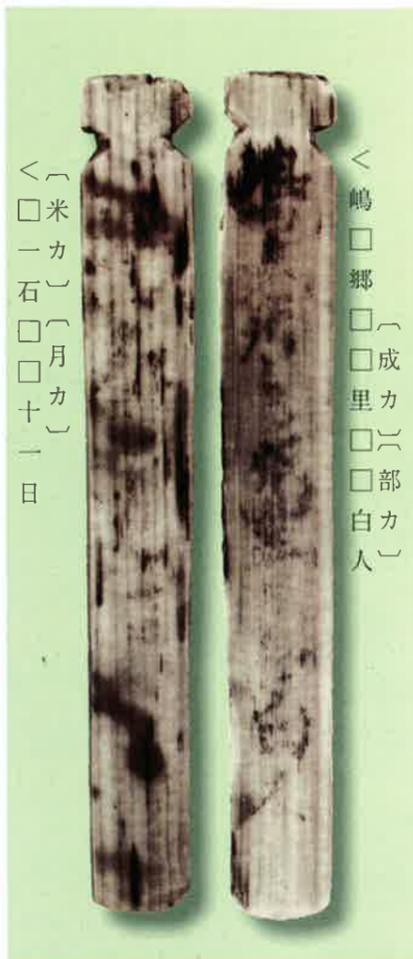
→鉄でできた矢じり

律令制下の諸国には、各地に住む成年男子を兵士として徴発し組織した「軍団」と呼ばれる軍隊が置かれていました。行方郡にも軍団が置かれていたことが古文書の記述から知られています。出土した矢じりは、行方軍団に属していた兵士が持っていたものでしょうか。



→木簡

木簡は、木でできた札に文字を書いたものです。写真は正倉院の区画溝に捨てられていたものです。「嶋口郷口里」(地名)「口部白人」(名前)という人が、「米一石」を「口月十一日」に納めたことを記したものと考えられます。上の方に紐をかけるための切り込みがあり、税として正倉院に納められた米俵につけられていた荷札と考えられます。



第3次調査出土



第9次調査出土



↑炭化米

焼けて炭になったお米。正倉院と推定される地区から出土したものです。正倉院が火災にあったときに焼けたものと考えられます。

←土器

当時の人々が使用していた器。土師器・須恵器と呼ばれる土器で、食器のほか、漆容器や灯明皿など、さまざまな用途に使用されています。

コラム：泉廃寺跡と長者伝説

南相馬市原町区泉の字宮前・寺家前、その東に位置する字館前・惣ヶ沢周辺は、布目の痕跡のみられる古代の瓦が採集できることが古くから知られていました。また、宮前・寺家前では、建物の礎石があちこちに残り、瓦のほかに焼けて炭になった米粒がたくさんみつかることがあります。これらのことが、泉周辺地域にさまざまな伝説を生み出すことになりました。

泉には昔、長者が住んでいたとする言い伝えがあります。泉に残る建物の礎石は、この長者が住んでいた屋敷の跡であるというものです。一説では、紀州熊野出身の長者がカラスの導きにしたがって現在の鹿島区烏崎に移り、そのあと泉に移って居を構えたと伝えています。

こんな話もあります。源義経の奥州下向の際に、義経が泉に住んでいた長者の噂を聞き、後に必ず天下の害になるとして、武蔵坊弁慶を遣わして屋敷を焼き討ちさせたという話で、泉の寺家前や宮前周辺で焼け米が出土するのはこのためだというものです。弁慶はその際、屋敷が燃えるようすを松に腰かけてながめていたと伝えられます。昭和19年頃までは町池に「弁慶の腰掛松」と呼ばれる松が実際に残っていました。

現在、発掘調査によって、泉廃寺跡は長者の屋敷ではなく、役所の跡であるということが明らかになっています。また、この役所は奈良・平安時代につくられたもので、弁慶が活躍した鎌倉時代のものではありません。では、なぜこのような長者にまつわる伝説が生まれたのでしょうか。

幕末～明治にかけて編纂された相馬地方の地誌である『奥相志』には、「方今地方一町許にその礎存す。又古瓦を出す。ここを以ってその居室の大なるを知るなり。」と記され、当時、100m四方の広範囲にわたって残っていた礎石から、屋敷の規模がいかに大きいものであったかを想像しています。また、焼け米が大量に出土することは、長者が建てた米倉があったからだと考えられたのです。

そして平成6年以降にはじまった発掘調査によって、礎石が残っている部分は、10・11ページでみたとおり、郡内に住む村人から集めた租税である穀・稲を収めた米倉がたくさん建てられた正倉院であったことがわかりました。発掘調査ではこの米倉の跡がみつきり、やはり多量の焼け米が出土しています。『続日本紀』には、宝亀5年(774年)7月20日に行方郡の役所で火災があり、税として納められた稲穀2万5千400石が焼失したと記されています。泉廃寺跡の正倉院から出土する焼け米は、文献史料から知られる正倉火災の時に焼けたのものであるとも考えられます。

さて、郡の役所に勤務する役人は、その地域の有力者でした。当時は、まさに長者と呼べるような人物が役人になったのです。正倉火災は、郡の役人が、自分たちが行っていた税の不正な流用を、国の役人などによる検閲からごまかすためや、ほかの有力者が郡の役人を失脚させようとして、正倉に放火したことで、当時あちこちで起こっていたことが知られています。

こうした古代の人々によるさまざまな活動が、泉を舞台として行われていたのでしょう。

南相馬市には、地域にまつわるさまざまな伝説がのこっています。こうした伝説は、決して荒唐無稽なものではなく、その伝説が生れた背景には、なんらかの歴史的事実が隠されていると考えられるのです。



写真37 泉の一葉マツ(福島県天然記念物)

4. 行方郡役所の発展と衰退

(1) 泉廃寺跡と金沢地区製鉄遺跡群

泉廃寺跡の北約1.5kmのところにある金沢には、東北電力原町火力発電所(写真38)の建設にともなって平成元~6年に発掘調査が行われた、国内最大の古代製鉄遺跡群である金沢地区製鉄遺跡群があります。ここでは、製鉄炉跡123基、木炭窯跡151基、鍛冶炉跡20基などが1km四方の範囲のなかに集中してみつがっています(写真39・40)。一カ所に集中してつくられたおびただしい数の製鉄炉や木炭窯は、この場所で、国家的な規模の事業として製鉄が行われたことを物語っています。この大製鉄遺跡群では、7世紀の終わりごろに製鉄が開始され、8世紀の終わりから9世紀のはじめに生産量がピークをむかえ、10世紀の前半ごろに衰退したことが、発掘調査によって明らかになっています。

金沢地区製鉄遺跡群と、郡役所である泉廃寺跡は非常に近い位置にあることから、両遺跡には密接な関連があったものと推定されます。具体的にどのように関わってい



写真38 東北電力原町火力発電所

たかについては、手がかりが少なくよくわかっていませんが、金沢地区製鉄遺跡群において、中央政府の主導による鉄生産が行われる一方、地元の労働力の編成や、できあがった鉄を川や海を利用して輸送するなど、地域に密着したかたちでの事務を、行方郡役所が担っていたのではないのでしょうか。



写真39 発掘された古代の製鉄炉(大船迫A遺跡15号製鉄炉跡)福島県文化財センター白河館提供



写真40 復元された古代の製鉄炉 福島県文化財センター白河館提供

(2) 行方郡役所の発展と衰退

宝亀5(774)年、海道の蝦夷が反乱を起こし、現在の宮城県石巻市に所在する桃生城を襲います(写真41)。このころから、中央政府による支配に対する蝦夷の抵抗があいついで起こるようになり、大規模で長期にわたる戦闘に発展することになりました。宝亀11(780)年には、蝦夷出身で陸奥国伊治郡の役人であった伊治公皆麻呂による反乱が起こり、皆麻呂は陸奥国の役所であり軍事的な拠点でもあった多賀城を焼き討ちしています。

天応元(781)年に即位した桓武天皇はこれに対し、大規模な国家事業として蝦夷征討を行うことを決め、坂上田村麻呂を征夷大將軍として派遣します。田村麻呂は、延暦20(801)年に大規模な遠征を行い、翌延暦

21(802)年に胆沢城(岩手県奥州市、写真42)を、延暦22(803)年には志波城(岩手県盛岡市)を築きました。以後、弘仁初~6(810~815)年に中央政府による大規模な蝦夷征討事業は終息していきます。

金沢地区製鉄遺跡群が鉄生産のピークをむかえるのは、まさに蝦夷と中央政府との緊張関係が高まったこの時期であり、これは国家的な事業として大規模に行われた蝦夷政策の一環であったと考えられています。蝦夷との戦闘に大量の武器が必要となり、また城柵の建設や耕地の開発に農具や工具が大量に必要となるからです。

泉廃寺跡も、郡庁院や正倉院の規模が拡大し、運河をともなった水上交通施設がつくられるなど、役所の建物をもっとも整備されるのは、この前後にあたる時期と推定されます。少なくとも、行方郡役所の担っていた役割が以前にもまして重要になってきたことはまちがいないでしょう。



写真43 郡庁院出土赤焼土器



写真42 胆沢城政庁跡(岩手県奥州市) 財団法人 奥州市文化振興財団提供

さて、泉廃寺跡の郡庁院は、10世紀の前半ごろにはその機能をうしない、廃絶したと考えられます。泉廃寺跡と密接な関わりをもって鉄生産を行っていたと推定される金沢地区製鉄遺跡群も、やはり10世紀の前半ごろに衰退しています。行方郡役所や金沢の製鉄地帯の衰退は、郡の役所を拠点とした律令制による政治や、国家的な事業として行われた生産・流通のシステムそのものが崩壊したことを意味しています。

このころになると、郡庁院の跡地を利用して、小規模な製鉄である小鍛冶が行われていたと考えられます。それは、この時期の土器(写真43)とともに、製鉄を行う際に生じるカスがたくさん出土していることからわかります。

行方郡役所や金沢地区製鉄遺跡群がその役割を終えている一方で、人々の営みは断えることなく、新しい時代へとつづいていくのです。

写真41 桃生城政庁跡(宮城県石巻市)

宮城県多賀城跡調査研究所提供・東北歴史博物館承認



平安時代				奈良時代				飛鳥時代		西暦																				
八七八	八二五	八〇三	八〇二	八〇一	七九七	七九四	七八九	七八〇	七七四	七六九	七六〇	七四三	七四一	七二四	七三三	七二〇	七二〇	七〇一	六九四	六九〇	六四五	六四五	西暦							
元慶二	弘仁六	延暦三	延暦二	延暦一〇	延暦一六	延暦二二	延暦八	宝亀二	宝亀五	神護塵雲二	天平神護二	天平神護二	天平二五	天平二三	神龜一	養老七	和銅三	和銅五	養老二	持統八	持統四	大化一	大化一	年号						
平安京遷都				坂上田村麻呂を征夷大將軍に任命				三世一身の法を定める				平城京に遷都				大化改新		飛鳥浄御原令を施行		藤原京に遷都		大宝律令完成		主な出来事						
出羽国の蝦夷、反乱を起こし、秋田城を焼く。				八月 陸奥の百姓疲弊のため、鎮兵を停廢。				三月 陸奥国行方郡の人、大伴部三田四人が大伴行方連の姓を賜る。				三月 陸奥国行方郡の人、下毛野公田主ら四人が大伴行方連の姓を賜る。				七月、海道の蝦夷、桃生城を侵す。陸奥国行方郡で火災、頓穀を焼く。				三月 伊治皆麻呂、按察使を殺害、多賀城を焼く。				蝦夷阿三流為、蝦夷征討軍を破る。				この頃、陸奥国が置かれる。		陸奥国に関連する出来事

まとめ

これまでみてきたように、泉廃寺跡は、古代における南相馬周辺の地域社会のなかで、さまざまな役割を担った役所の跡と考えられます。平成6年から行われた継続的な発掘調査によって、役所の施設の様子が具体的に明らかとなりました。国家的な政策によって金沢で製鉄が行われる一方で、泉にあった郡役所では、労働力の編成や律令政府の財政の基盤となる租税の徴収・管理だけでなく、水上交通を利用した物資の流通、あるいは村の祭など、地域に密着したさまざまな行政実務を行っていたことが想像されます。

国家的な事業の一翼を担い、整備された姿に変わっていく郡役所の変遷過程は、近代的工業都市として、あるいは電力都市として発展を遂げてきた現代の本地域の姿とも重なります。合併新市として新たなスタートを切った南相馬市と同じように、律令制下の行方郡という新しい枠組みの中で、新たな地域社会をつくらうとした古代の人々の営みを、遺跡から知ることができるのです。

ここでご紹介した泉廃寺跡や金沢地区製鉄遺跡群のほか、市内ではこれらと同じ時代の遺跡がいくつも発掘されています。南相馬市内には、こうした遺跡が数多く分布しており、そこに暮らしていた人々が古代の地域社会を形づくっていたのです。泉廃寺跡は郡役所としてその中心となり、古代行方郡の政治的・経済的な拠点として機能したという点、また、陸奥国全域におよぶ劇的な社会変動を色濃く反映しているという点で、東北古代史さらには日本古代史を知るうえでの非常に貴重な手がかりを与えてくれます。

南相馬市教育委員会は、このことから、今後、泉廃寺跡を史跡として保存し整備していきたいと考えています。そのことを通して、南相馬市の歴史・文化を後世に伝えていく事業に取り組んでいきます。



地元の発掘作業員



調査指導委員会



現地説明会



出土品の整理作業

参考文献

- ・荒木 隆「陸奥南部の郡衙立地条件と水運」『福島県立博物館紀要』第15号 2000年
- ・佐藤祐子『古代の瓦と今の瓦—泉廃寺跡を中心として—』野馬追の里原町市立博物館企画展図録第13集 2000年
- ・鈴木 啓「南奥の郡倉」『福島の研究』1 地質・考古篇 1986年 清文堂
- ・多賀城市埋蔵文化財調査センター『城柵の時代—律令制下の東北—』1996年
- ・平川 南「『厨』墨書土器論」『山梨県史研究』創刊号 1993年
- ・福島県教育委員会・財団法人福島県文化センター『真金吹く陸奥の行方』1995年
- ・(財)福島県文化振興事業団・福島県文化財センター白河館『福島県文化財センター白河館常設展示図録 まほろんガイド』2001年
- ・町田 章編『古代の宮殿と寺院』古代史復元8 1989年 講談社
- ・松村恵司「古代稲倉をめぐる諸問題」『文化財論叢』1983年 同朋舎
- ・水沢市埋蔵文化財調査センター『東北支配の拠点 古代陸奥国鎮守府 史跡 胆沢城跡』1999年
- ・山中敏史・佐藤興治『古代の役所』古代日本を発掘する5 1985年 岩波書店
- ・山中敏史『古代地方官衙遺跡の研究』1994年 塙書房
- ・吉田生哉ほか『荒田目条里遺跡—古代河川跡の調査—』2001年 いわき市教育委員会・財団法人いわき市教育文化財団

泉廃寺跡調査・整備検討委員会

- 委員長 岡田 茂弘 国立歴史民俗博物館名誉教授・福島県文化財保護審議会副委員長
 副委員長 鈴木 啓 前福島県考古学会長
 委員 佐川 正敏 東北学院大学文学部歴史学科教授
 今泉 隆雄 東北大学大学院文学研究科教授
 宮本長二郎 元東北芸術工科大学歴史遺産学科教授
 田中 哲雄 東北芸術工科大学歴史遺産学科教授
 小林 敬一 東北芸術工科大学環境デザイン学科教授
 指導機関 文化庁記念物課・福島県教育庁文化財課

協力者・協力機関

猪狩みち子・及川宏幸・岡田茂弘・下村信博・横山郁子・吉田生哉・吉田功・菅原祥夫・響田克史
 高橋千晶・船越千鶴子・政次浩・いわき市教育委員会・財団法人いわき市教育文化事業団
 東京国立博物館・東北歴史博物館・宮城県多賀城跡調査研究所・名古屋市蓬左文庫・奈良市役所
 福島県文化財センター白河館・水沢市埋蔵文化財センター

平成15年3月29日 第1刷発行
 平成21年3月31日 改訂版第2刷発行
 編集 南相馬市教育委員会 文化財課
 発行 南相馬市教育委員会
 〒975-0012
 福島県南相馬市原町区三島町2丁目45番地
 TEL 0244-24-5284
 印刷 (有) ライト印刷

